

11 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例第 49 条第 1 項の規定により知事が定めた事業段階関係地域（令和元年 5 月 27 日決定）は、表 11-1 に示すとおりである。

また、その範囲は図 11-1 に示すとおりである。

表 11-1 事業段階関係地域

区市町村名	町 名
小平市	栄町一丁目、小川町一丁目、上水新町一丁目及び中島町の区域
東大和市	向原六丁目、桜が丘一丁目、桜が丘二丁目、桜が丘三丁目、桜が丘四丁目、南街一丁目、南街二丁目、南街三丁目、南街四丁目、南街五丁目、南街六丁目、立野三丁目及び立野四丁目の区域
武蔵村山市	大南四丁目の区域
立川市	幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、幸町五丁目、幸町六丁目、若葉町一丁目、若葉町三丁目、若葉町四丁目、柏町二丁目、柏町三丁目、柏町四丁目及び柏町五丁目の区域

